

# 上杉定勝筆『見聞書』の紹介と検討

——近世大名の写本に関する事例的検討——

Introduction and Consideration of “Kenbunsho” by Uesugi Sadakatsu:

A Case Study of Early Modern Daimyo’s Manuscript

池 野 理

## 要 旨

本稿では、国宝「上杉家文書」に収められている上杉定勝筆『見聞書』の検討を通じて、近世大名の写本について考察した。『見聞書』は、『甲陽軍鑑』、『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』、『祇園物語』、『清水物語』、『保元物語』、『平治物語』、『見聞軍抄』、『吾妻鏡』の10種の文献の書写からなり、本稿では『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』の写本部分を翻刻・紹介した。また、『見聞書』の書写部分と実際の文献の記載部分を突き合わせて、『見聞書』の書写部分を明示した。

以上の検討を踏まえ、『見聞書』は文献資料をそのまま書写しているものではなく、儒教および兵学的な内容を主として抄出した私的人格を有する史料であることを指摘した。この点は、定勝が文献を通読する際の着眼点と関わるものと見られ、米沢藩の治政を担う定勝自身の教養を深める意味合いがあったと考えた。

## キーワード

上杉家文書、上杉定勝、近世大名、写本、史料学

## はじめに

本稿は、国宝「上杉家文書」に収められている上杉定勝筆『見聞書』<sup>①</sup>（以下では、「見聞書」と表記）を書誌学的に検討し、近世大名の写本について考察することを目的とする。

ここで手始めに、本稿の検討に関わる研究として、近世における書物史・蔵書史の近年の研究動向を簡単に整理したい。近年、多くの研究成果が提出されている書物史・蔵書史の分野においては、村役人などの上層農を検討対象とした研究が進んでおり、近世になって隆盛する出版文化も相俟って、彼らの所持する蔵書の一体的な検討を通して、知識の形成・蓄積のプロセスが明らかになってきている。<sup>②</sup>この他にも、公家の蔵書に関する研究や、出版や読書が成立する前提となる当時の環境（読書環境）など、近世における書物・蔵書に対する研究視角は広がりを見せていることも特筆される。<sup>③</sup>

このように、近世の書物・蔵書に関する研究は多くの成果を生み出している一方で、検討すべき点もある。前述した研究成果は、近世中期以降の村役人などといった、いわゆる「中間的文化層」を主な対象としており、検討している時期や階層に偏りが生じている。そのため、近世大名の蔵書・書物に関する研究は多くなく、<sup>④</sup>さらなる事例の蓄積が必要である。本稿では、上杉定勝が記した『見聞書』に注目し、近世大名の写本とその前提となる蔵書の一例を提示することとしたい。

上杉定勝（一六〇四～一六四五）は、米沢藩初代藩主上杉景勝（一五五五～一六二三）の嫡子として生まれ、二代藩

主となった人物である。定勝は米沢城下の整備や家臣団の再編成、米沢藩内の惣検地、キリシタンの取締りなどを行い、その後の米沢藩の基礎を築いた人物として知られている<sup>(6)</sup>。また、定勝は文武両道の大名としても評価されており、国宝「上杉家文書」の中には、本稿で検討する『見聞書』以外にも、詩文や連歌、軍書など五〇点以上が残されている<sup>(7)</sup>。

さて、上杉定勝の残した写本史料に関する研究は、ほぼ手付かずと言っても良い状況にあり、その中で唯一と言えるものが佐々木紀一氏による研究である。佐々木氏は「上杉定勝節用集写」<sup>(8)</sup>の記載内容を、諸本のそれと比較検討し、「上杉定勝節用集写」の特徴を提示した。ここでは、「上杉本（上杉定勝節用集写）を指す―筆者註）が飽くまで自習用の抜書きで、公開の為の整備を必要としない」（原文ママ）と述べており、「より初学者の文字・語意の学習に利用された例」として「上杉定勝節用集写」を位置付けている。そして、「古本『節用集』享受の実態について多様性を認めて良いだらう」（原文ママ）と指摘した。この佐々木氏の指摘は、本稿で取り上げる『見聞書』の検討においても有用であり、写本による近世大名の学習について考える際に重要な要素を含んでいる。そこで本稿では、『見聞書』を事例として、近世大名の写本について考えることとしたい。

## 一 『見聞書』の概要

まずは、『見聞書』の書誌を概観する。

『見聞書』は、国宝「上杉家文書」のうち「両掛入文書」の「第三抽斗」に収められており、さらにその中の「第

七号外包」に保管されている。法量は縦二三・〇、横一六・三（単位はセンチ）で、三八紙（墨付二八紙）の綴葉装となっている。<sup>10</sup> 表紙の左上には「見聞書」と濃く墨書されている。そして、右側の余白部分には、カタカナのルビ付きで「籌策」「近曾」「流鏑馬」などといった単語二〇語が書かれている。表紙にこのような単語が書かれている理由は確言できないが、佐々木氏が紹介した「上杉定勝節用集写」の書きぶりと同様であることから、おそらくこれも「より初学者の文字・語意の学習に利用された」形跡を想起させる。<sup>11</sup>

また、『見聞書』を披見すると、定勝が書状をしたためる時よりも雑然と書いている印象を受ける。これは、先に佐々木氏が指摘したように、「自習用の抜き書き」として筆写しているためであり、外部に公開されない私的な記録としての性格を有していたと考えられる。<sup>12</sup>

次に、『見聞書』の構成について簡単に触れておきたい。『見聞書』は、『甲陽軍鑑』、『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』、『祇園物語』、『清水物語』、『保元物語』、『平治物語』、『見聞軍抄』、『吾妻鏡』という一〇種類の、主に軍記物語から構成されている。<sup>13</sup> 定勝自身が多様な文献に目を通して学習していたことが、この点からもはっきりとうかがうことができる。『見聞書』の作成時期は明記されていないため不明だが、多くの文物に触れ得る環境下であったことを考えると、江戸滞在期に定勝が文物を手にし、作成したと考えられる。<sup>14</sup>

## 二 『見聞書』の内容

前章で紹介したように、『見聞書』は様々な文献資料を写し取ること成り立っている。本章では、『見聞書』の

内容の一部を翻刻して紹介する。<sup>(15)</sup>ただし、本稿に記載する翻刻は、紙幅の都合上、『見聞書』のうち『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』の三種を対象とした。第一章で示した残り七種の翻刻とその照合については、稿を改めて紹介したい。

なお、翻刻にあたって、判読できない文字は■と表記する。旧字体は常用漢字に改め、原文表記に従い改行している。

#### 甲乱曰

一、事ヲ破ルヲハ安シテ、事ヲ保事ハ難シトイヘリ

#### 信長記ノ内

一、他邦ヨリ自国ニ犯シ来レハ大将ノ心モ臆シ、士卒ノ

気モ替り案ノ外ニ成行物也、必国ノ境ヲ踏越

合戦スヘシト云々

一、国家ノ政道ヲ専トスル者ハ其身ヲ有セス、学道ニ

工夫ヲ費者ハ、諫言美ニメ理当ラスト云コトナシ、官

録ヲ欲スル者ハ其言餘ル忠義ヲ思者ハ其言

直也、食色貨利ヲ好者ハ気必吝也、功名事業

ヲ好ム者ハ気必驕ルナリ

一、六芸佞才俱足トモニテ威名ノタクマシカラン事ヲ欲シ

利条ヲ（愚直シ）好者ハ（愚直シ）転説転識ニメ度量不伸為

客慮多、常心少ク卓異タクウイノ才筆舌共ニ放ナルホシイマ、

者ナトヲハ今世是ヲカシカキ人ノ様ニ申成シ候、

彼等コソ多ハ世ヲ感ス小人ナレト承及候、カク有シ

バトテ、又一向ニ捨サセ玉フヘクンハ、事ノ外ノ御

タルヘク候事

一、夫己レヲ不ズラタダサ正シモノ以テ下正カラシムヲ願フハ身ヲ曲テ

影ノ直カラシムヲ求申如シ

### 太閤記之内

一、少シ危キ事ヲシ侍らねは、大ナルハカハ■又物也

一、小勢ニテ鬱憤ヲ散スルトハ夜討ニシクハナシ

一、織田備後殿、信長へ遺戒之内得大利、其勢イキオチヲ能ク

養イヌレハ敵国ハ自然ニ亡フル物也ト云々

一、開關尔年他ノ国ニシテ合戦ヲ挑ミ敵ヲ

討平ケテモ、ヤカテ自国へ立帰シカハ、退治

一セシ国人ノウチ当時味方ニ属シツル者ニ代官

- トシ、国ヲ預置シニ因テ、其功有名無実ニシテ、果シテ他ノ国ト又成帰リキ、信長ニ至テ国ヲ代随ヘ給ひテハ、旧臣ニ被<sub>ニ</sub>割与<sub>一</sub>、則住国アラシメ給し也、カクテコソ物改リ事変ジテ、其功充足シテケレ、此格信長ヨリ初テ今此義ニ及ヘリ
- 一、兵書曰、将<sub>アヤトル</sub>輕則士侮<sub>ト云々</sub>
- 一、関東陣軍数ノ事、五畿内半役、中国四人役并四国同、坂ヶ尾州に至テ六人役、北国六人半役、遠三駿甲信此五ヶ国ハ七人役ト也、
- 一、敵城近う有しに暮かけて、山下ニハ陣トラサル物ノよし軍書ニ見て侍ルト云々
- 朝鮮国軍役之定
- 一、四国九州ハ高壱万石ニ付而六百人ノ事
- 一、中国紀州辺ハ五百人
- 一、五畿内四百人
- 一、江州、尾、濃、勢四ヶ国ハ三百五十人
- 一、遠三駿豆辺三百人、是より東ハ何モ二百人

たるへし

一、若州より能州に至て其間三百人

一、越後出羽辺二百人

右之分来年極月に至て大坂へ可被參着候、

出勢之日限重而可被仰出候、守其旨宿陣不

指合様に成其意可申者也

天正十九年

三月十五日 秀吉

一、十死一生ニ極メ合戦ヲ遂ヌレハ還テ一死十生

トナル物也ト云々

一、秀吉ノ様ナル極幸ニ逢事ハ天ノ助ナルヘシ、

傍人曰、此幸ニ強テ至ラントスレハナラス、返

テ天之トカメ有、励マサレハ至ラス、イカ、アランヤ

対曰、唯能修身時ヲ待タンノミ

一、夫軍之進退ハ盤上<sup>カキヒキ</sup>之行ニ粗似タル事アリ、将碁

ノ上手ハ敵味方馬之多少ヲ勘カヘ、或先手或ハ

シカケナトノ宜しき行出来ヌレハ、其利ニ乗テタユム

事ナク動キ、大将ノヲ能ツカイ得、歩兵ヲモ金ニ  
ナシツカフヲ以テ主トス、明君モ大将少将ヲ能  
使ヒ得、善人ヲ賢人ニ用イナシ、平人ヲ才アル人ニ  
付添、類才ニナシテ用ヒ、其大用活潑々地也、  
信長公ハ一万ノ勢ヲ十万ニ使ヒナセシ人ナリ、此道ニ  
闇キ主ハ反レ之、闇碁ノ上手下手ノ上ヲ以多ク勸弁ス  
ルニ世人ハ多ク空手ヲノミ打ナリ、戦ニ望テ空手アリ、  
常ニ猶有、其糧ヤシナイカひ其用ニ不カナハ適等皆空手ナリ  
縦ハ魁クニヘノ将となさんと、兼テ禄ヲ厚クシ其養ヒ  
衆ニコヘ侍ル事有しに、軍ニ望テ其用ニ叶ハ（黒消し）  
サルハ大ナル空手也、双六ノ上手ハマケヌヤウニト位ヲ  
専ラニシ、キホヒラクレヲ知ルニ実サイアリ、塞サイノアシキ時ハ  
上手ト云共、一向ハモキカス其躰アサハカナリ、塞ノ  
能時ハ無理ヲウチカケ侍レ共勝事アリ、寔ニ  
世ノ盛衰、着陣之成敗多ク類レ之ニ、味方利ニ  
乗得たる時ハ無理ヲモシカケ、弥不意ヲウタン  
謀ヲモナシ、其拍子ヲ失セサルヘシ、カク云ハトテ

ヲゴリニ似タル事ハ誤ナルヘシ、良将ハ小敵トイヘ凡

アナトラス、勝軍ニ驕<sup>ヲコラフ</sup>ラス、昼夜ヲムナシウセスシテ

此道ヲ実ニ心ニカクル事ヲ以、ヲレノカ任トス

一、文武両道ヲ能修メ、守<sup>ニ</sup>士格<sup>一</sup>ヲ民苦ヲ救ハンタメニ

拳<sup>ニ</sup>義兵<sup>一</sup>、則天感多ウシテ千里ノ地ヲモ安ク

治メ得事侍ルナリ

一、良将ノ行イ、昼ハ大勇ノ士ヲ愛シ、夜ハ廣知ノ

人ヲ近ツケ、計略ヲ尽くし、或隣国ト和睦シ

或敵ノ内輪<sup>(坐消シ)カク</sup>ニ問者ヲ入、君臣互ニウタカヒヲ生シ、

心ニヘタテ有ヤウニナン計リ、味方万ノ事ノカケ

サルヤウニ評議ヲ專一シ見ルナリ

一、軍ノ患ハヲチツカヌ動ヲ好ミ、敵ニ利ヲ付サウナル

人ニアリ、又大将小將ナトノ中ヲ云サケ、虚言ヲ

云ナトスルモ皆味方ニアシク、敵ニ利有品科ナリ、

第一他人ノ武名ライミねタミ己ヲ利スル事ハ強ク、才

覚有ヤウニ見ヘテ損益ノ実ニクヲキ人

第二己カ党ヲ立、其ヒイキヲ根<sup>ね</sup>フカウシ、彼等ニノミ

高名サセン事ヲ謀リ、軍中和ク事ナク、衆評  
之善悪ヲヒソカニソシル人

第三ヲクヒヤナル諸侍并法度ヲヲモンセヌ類

第四軍ノ吉凶ヲ巫祝フシホケニ便リ、吉占ニホコリナト

スル人

第五万油断カチニシテ普請等ニ怠リ、偏ニ

遊宴ヲ好ミ、或濫妨ランハカ或ハハクエキナトニスク人

右衆病、司ツカサアル人ニナキ時ハ先軍ノ本立ナリ、

万物咸ク本立未成、況於軍陣乎、大夫等

之家ヲコルヘキ前表ニハ如此之衆病、大臣寵

臣等ニタクシテ正士ニ權威有物ナリ、此時ハ

義信礼節以本たるへし

一、常く、死生命有り、富長在天ト思ひ定メ

ヌレハ、一心不変物ナリ、心ヲヲシ沈メ両陣ノ位ヲ

見、智士勇士ト得失ヲ勘かふる時ハ宜シキ凶

自然ニ出来ル物ナリ

一、責モセス戦モセスシテ義ヲ以テ全ク勝ヲ

善ノ善トイヘリ

一、攻伐ニモヨラス他郡ノ兵ヲ屈服サセン事ヲ

好ミ、專トスル計策ヲ一人ハ孫子也、至乎

一、古今軍ニ勝利ノ有事ハ、唯大将少将ノ下知ノ

能達するにあり、大将ハ惣軍ヨリ用ルヲ云、

少将ハ一組ノ組頭、一将ハ大将少将ヲ兼司る人也、

軍ノ惣奉行ト云、是也、一将ノ器ニ当ル人ハ武勇

智謀ニ達シ、度量江海ヲ吸尽シ睥ニ達於損益一、

万功ノ入たる人ナルヘシ

一、武頭ノ何も中ヨク和キ合テハ万事評議シ、

進退宜しきに随則必利アリ、大将ノ中ノヨキ

事ハ職祿ノ授与無私レにあり

一、多勢ヲヤスノト進退シ侍ル時ハ勝事多し、

マハシ得サレハ却而味方ノヨハリニナル事モアリ

一、敵ノ頼トスル所ヲ知テ入ねハ利ヲ不得、又入ルハ大事也

他方ノ節所へ入て引取時ハ押へノ勢有、待備アリ

殿シツハラノ備アリ、此殿ノ将ハ武勇智謀兼備リタルニ

アラサレハ大事出来ノ物也、節所ニシテハ小人数ニ利アリ

平地ニテハ(前)殿ハ大人数ヲ用テ利アリ、殿ノ

将ハ唯素性勇ニシテ眼ノ明タル将ヨシ

一、自方ノ節所へ敵入来ル事アラハ、節所ヲ引ノケ

備ヲ立ヘシ、見侮ラセン、申タメソカシ、鉄砲ヲ五六

町モ先カ、又陣床ノヨキ所ヲ見立ヨ、又弓ヲ

左右ノ手先ニ立ヘシ、鎧ワキヲ射サセンタメナリ

一、閑夜にし鳥立サワキ馬ノ声しきなハ

夜討入ト知ヘシ、夜討等入ヘキ其晩ハ何トナク

物サハカシキ物也

一、敵ヨリ味方ヲ謀ル事アレハ、何トナク替ル

気色多ク出来ル物也、か様ノ時ハ吾陣ヲ

堅固ニ備ヘ、敵ノ内輪へ間者ヲ入事アレハ、敵ヨリ

窺事違物ナリ

一、大将の乗たる馬のはゆるこそ幸なれやうちなるハ凶

一、心よく上るのろしハ吉の兆地ヲ離れぬハあしきにそとる

一、閑夜にし鳥立さわき馬牛の声しきりなハ夜討入ヘシ

- 一、順風にかかる軍ハかちそする風向ひなはまくとそ云
- 一、挑ミあい勝へき方ハ武士の多クニ見へテ考へソシツマル
- 一、鳶鳥のほりに付て鳴さハく陣ハ必スまくる物なり
- 一、女楽、酒宴、喧嘩、らうせきニやりなは、其陣頓而破コッ己楚スレ
- 一、灯のしん細長ク色赤クもえぬる陣ハヨロコヒソアル
- 一、カ、リクル敵ノ人氣ノ晴のかは付てか、れに勝利有へし、  
惣而人氣物さひて白地アカラヤなるハ、敵味方ナルヘシ共ニ凶に  
近るへし
- 一、色々に敵ノてたての替りナハ、ワカ陣ヲ能治メ待へし
- 一、敵川ヲコサハ備ヲ堅クシテ半ヲ過ハち、リウツへし
- 一、河ヲ越敵ハ大略越さかする物と昔ヨリ云伝ヘル也
- 遊軍ヲ固ク備ヘラクヘシ
- 一、義士ハ只清キナサケヲスクナレハ濁ル(濁音)心ヲ露モ出サス
- 一、吾陣ヲ破ラン物ハ我ニ在、政虚キヨニ乗し敵ハ入ナリ
- 一、武勇ヨリ智謀ヲ專ニアラマホシ、負ル軍ヲ勝ハ計略カッ
- 一、身ノ為ニ挑ム軍ハ鬼神モイカテ守ラン、桀紂ヲミヨ
- 一、主将共ニ信心ニシテ智恵有ハ強キ敵ニモ勝事ソアル

### 三 実際の文献との照合

本章では、前章で示した『見聞書』の記載箇所と実際の文献を照合させ、『見聞書』の書写部分を明確にしていきたい。そして、次章で検討する定勝の文獻書写の意図に関する考察の基礎を示したい。その際、『見聞書』に見られる記載には傍線を付す。なお、ふりがなや返り点等の細かな部分は省略した。

#### ○『甲乱記』<sup>(16)</sup>

自然ニ又帰伏スル事モアルベキニ、叛ク者ヲハ遠ク之ヲトハ是也、事ヲ破ル事ハ安シテ、事ヲ保事ハ難ト申、<sup>(17)</sup>

#### ○『信長公記』<sup>(18)</sup>

『見聞書』の書写部分に該当する箇所が見つからず、現時点では不明。<sup>(19)</sup>

#### ○『太閤記』<sup>(20)</sup>

##### (二条目)

秀吉も、信長公、左様之義を堅く制し給ひしに依て、斯は云なり、少危き事をし侍らねば、大なるはかは行ぬ

物也、<sup>(21)</sup>

(二条目)

今日之狼藉さぞ無念に有べし、小勢にて鬱憤を散ずる事は、夜討にしくはなし<sup>(22)</sup>

(三条目)

評曰、織田備後殿、信長公へ遺戒之内、得大利其勢ひを能養ひぬれば、敵国は自然に亡る物なりと有しを、勝家能存知られし故、玄番允に急引取候へと、使者及数度しを不用、誇りし行衛可見<sup>(23)</sup>

(四条目)

評曰、開關尔来他の国にして、合戦を挑み敵を討平けても、やがて自国へ立歸しかば、退治せし国人のうち、当時味方に属しつる者に代官とし国を預けをきしに因て、其功有名無実にして、果して他之国と又成歸りき、信長公に至て、国を伐随へ給ひては、旧功之臣に被割与則住国あらしめ給ひし也、かくてこそ物改り事變じ、其功充足してけれ、此格信長公より初て今此儀に及べり、<sup>(24)</sup>

(五条目)

其上、兵書に、将輕則士侮ると云りと、叱りければ、田中更に辞もなかりけり、<sup>(25)</sup>

(六条目)

来春関東陣御軍役之事

五畿内半役、中国四人役并四国同、坂より尾州に至て六人役、北国六人半役、遠三駿甲信、此五ヶ国七人役、右任軍役之旨来春三月朔日令出陣、攻平於小田原北条、可有忠勤者也、仍如件

天正十七年戊丑十月十日

秀吉御判

と書て国々へ廻文有之、<sup>(26)</sup>

(七条目)

秀次卿は家康卿の御勢よりはあとにをし給へとの事なるを、いらつて先立給はんとせられしを、徳川殿より村越茂助を以、敵城近う有しに、暮かけて山下には陣とらざる物のよし、軍書に見え待るの条、今夜は是に御陣取可然おはさんやと諫被申ければ、即其義に応じ、其夜は箱根山の半腹に備を固め給ひつつ、大箒を焼せ用心きびしかりけり、<sup>(27)</sup>

(八〜一四条目)

一、四国九州は高壺万石に付て六百人之事

一、中国紀州辺は五百人

一、五畿内四百人

一、江州、尾、濃、勢四ヶ国は三百五十人

一、遠、三、駿、豆辺三百人、是より東ハ何モ二百人たるへし

一、若州より能州に至て其間三百人

一、越後、出羽辺二百人

右之分来年極月に至て、大坂へ可被参着候、出勢之日限重て可被仰出候、守其旨宿陣不指合様に、成其意可申者也

天正十九年

三月十五日

秀吉<sup>(28)</sup>

(二五条目)

各も能遠慮し見申されよ、十死一生に極め合戦を遂ぬれば、還て一死十生とはなる物ぞといへば、何も力を得、此義に同じしかば、鹿助、事外悦つ、当浦之船共を付立、水子を集めよと舟奉行共を出し付立みれば、たゞ小船二艘有<sup>(29)</sup>、

(二六条目)

評曰、秀吉のやうなる極幸にあふ事は天の助なるべし、傍人曰、此幸に強て至らんとすればならず、反て天のとがめ有、励ざれば至らず、いかゞあらむや、対曰、唯能修身時をまたんのみ、<sup>(30)</sup>

(二七条目)

夫軍の進退は盤上の行に粗似たる事あり、将碁の上手は敵味方、馬之多少を勘がへ、或先手或しかけなどの宜しき行出来ぬれば、其利に乗てたゆむ事なく動き、大将くを能つかいひ得、歩兵をも金になしつかふを以主とす、明君も大将少将を能使ひ得、善人を賢人に用ゐなし、平人を才ある人に付そへ、類才になして用ゐ、其大用、活潑々地也、信長公は一万の勢を十万につかひなせし人なり、此道に聞き主は反之、囲碁の上手下手の上を以多勘弁するに、世人は多く空手のみうつなり、戦に望て空手あり、常に猶有、其糧ひ、其用に不適等、皆空手なり、たとへば魁の将なさんと、兼て禄を厚し、其養ひ衆にこえ侍る事有しに、軍に望て其用にはかなはざるは大なる空手なり、双六の上手は負けぬやうにと位を專にし、きほひをくれを知に実あり、籠のあしき

時は上手と云共、一向はもきかず其躰あさはかなり、鑿のよき時は無理をうちかけ侍れ共勝事あり、寔に世之盛衰、陣之成敗、多く類之、味方利に乗得たる時は、無理をもしかけ弥不意をうたん謀もなし、其拍子を失せざるべし、かく云ばとて、驕に似たる事は誤なるべし、良将は小敵といへ共あなどらず、勝ち軍に驕らず、昼夜をむなしうせずして、此道を実に心がくる事を以、<sup>(31)</sup>をのが任とす、

(二八条目)

或曰、異朝は文国、日本は武国なる故に、武を以右とす、文武両道を能修め、守士格、民苦を救はんために、<sup>(32)</sup>拳義兵則天感多うして千里の地をも安く治め得事侍るなり、

(二九条目)

評曰、大切なる人といはんは、此楫を取得たる大将なり、幡磨なだにして其風をうけ、帆の開合を以、別当塩の波のうねくを見分、舟上下する事の安きは、唯楫取之一機なり、合戦を挑みあひ勝負未決以前、一機妙術之楫あり、良将之行ひ、昼は大勇等の士を愛し、よるは広知の人を近づけ、計略を尽し、或隣国と和睦し或敵の内輪に間者を入、君臣互に疑を生じ、心に間有やうになん計り、味方万づ事の不闕やうに評議を尽しみる<sup>(33)</sup>なり、

(三〇条目)

評曰、軍の患は、おちつかぬ動を好み敵に利を付さうなる人にあり、又大将少将などの中を云さけ、虚説を云などするも皆味方にあしく、敵に利有品科なり、

第一、他人の武名をいみねたみ己を利する事は強く、才覚有やうにみえて損益之実にくらき人

第二、をのが党を立、其ひるきを根ぶかうし、彼等にのみ高名させん事を謀り、軍中和ぐ事なく、衆評之善悪をひそかにそしる人

第三、おくびやうなる諸将并法度をおもんぜぬ類

第四、軍之吉凶を巫祝に便り、吉占にほこりなどする人

第五、万油断がちにして、普請等に怠り、偏に遊宴を好み、或濫妨、或博奕などに好く人

右衆病、司ある人になき時は、先軍の本立なり、万物咸本立未成、況於軍陣乎、大夫等之家をこるべき前表に34は、如此之衆病、大臣寵臣等になくして、正士に權威有物なり、此時は義信礼節以本たるべし、

(二二条目)

一、宜き図は得沈思之中

をし沈み謀る図こそは宜しけれ浮て思ふぞ違ひがちなる

つねく死生命有、富貴在天と思ひ定めぬれば、一心不変物なり、心ををし沈め兩陣の位を見、智士勇士と得35失を勘がふる時は宜しき図自然に出来る物なり、

(二二条目)

一、重義

攻もせず戦もせず義を以全かつぞ善の善なる

或曰、吁吾朝のあさましきは合戦を以勝ざれば、天下国家はとられぬ物と知れり、秦始皇さへ天下を桑食せしなり、殊不知齊威王は諫に随て徳義を修め、位してましくしかば、燕、趙、韓、魏心服し、朝せんと望みぬ

る事を、<sup>(36)</sup>

(二三条目)

一、強養威柄則屈他之兵

他の兵を屈しをきなば戦を更に好むな威をつよふして

評曰、攻伐にもよらず、他邦の兵を屈服させん事を好み、專計策人は孫子也、至乎、<sup>(37)</sup>

(二四条目)

一将の下知をたふとみ用ゐければ君の威勢の強くなるなり

或曰、古今、軍に勝利の有事は、唯大将少将の下知の能達するにあり、大将は惣軍より用るを云、少将は一くみくゝの組がしら、一将は大将少将を兼司る人なり、軍の惣奉行と云、是なり、一将之器に当る人は、武勇に智謀に達し、度量は江海を吸尽し、曉達於損益し、万づ功の入たる人なるべし、<sup>(38)</sup>

(二五条目)

隊の将は一衛に一人して百人づ、司る、其将二十五人宛五段也、一衛之分二千五百人、五衛合一万二千五百人也、又伍之将は一段に五人づ、五衛也、合廿五人なり、是は家老の位にして君命を奉り、下へふれ伝ふ役なり、如此之大将く、<sup>(39)</sup>何も中よく和ぎあふては万事評議し、進退宜しきに随則必利あり、大将く、中のよき事は職禄之授与無私に在、

(二六条目)

信長公秀吉公のやうに、多勢をやすくと進退し侍る時は、尤勝事多し、まはし得ざれば、却て味方の弱みに

なる事もあり、<sup>(40)</sup>

(二七条目)

英雄之將と云は、かやうの所を能熟得する物なり、敵の頼とする所を知て入ねば、利を不得、又入は大事なり、他方の節所へ入て引取時は、押への勢有、待備あり、殿の備あり、此殿の將は、武勇智謀の兼備りたるにあらざれば、大事出来る物なり、節所にしては少人数に利有、平地にしては左もあらざらめり、信長記八相山の殿、是なり、平地の時の殿は大人數を用て利有、野田、福島之殿、是也、凡て殿の將は、嗜の強も不利、剛兵も不利、唯素性勇にして眼の明たる將よし、去共其眼明過、人に勝べき事を強て好むはあしきなり、<sup>(41)</sup>

(二八条目)

又自方之節所へ敵入来る事あらば、節所を引のけ、備を立てし、見侮らせんがためぞかし、鉄炮を五六町も先か、又陣床のよき所を見立よ、又弓を左右の手先に立べし、鎧わきを射させんためなり、<sup>(42)</sup>

(二九条目)

閑夜にし鳥立さはぎ馬牛の声しきしなば夜討入べし<sup>(43)</sup>

夜討等入べき其晩は、何となく物さはがしき物也、

(三〇条目)

敵より味方を謀る事あれば、何となく替るけしき多く出来る物なり、かやうの時は吾陣を堅固に備へ敵の内輪へ間者を入事あれば、敵より窺事違ふ物なり、<sup>(44)</sup>

(三一条目)

大将の乗たる馬のはゆるこそ幸なれやうちなるハ凶、<sup>(45)</sup>

(三二条目)

心よく上るのろしは吉の兆地を離れぬはあしきにぞとる、<sup>(46)</sup>

(三三条目)

閑夜にし鳥立さはぎ馬牛の声しきしなば夜討入べし、<sup>(47)</sup>

(三四条目)

順風に懸る軍はかちぞする風向ひなばまくとぞ云、<sup>(48)</sup>

(三五条目)

挑あひ勝べき方は武士の多くに見えて声ぞしづまる、<sup>(49)</sup>

(三六条目)

鳶鳥旗に付て鳴さはく陣はかならずまくる物なり、<sup>(50)</sup>

(三七条目)

女楽酒宴喧嘩らうぜきはやりなば其陣頓て破れこそすれ、<sup>(51)</sup>

(三八条目)

燈火の心細永く色赤くもえぬる陣はよろこびぞある、<sup>(52)</sup>

(三九条目)

かゝり来る敵の人気の晴のかば付てかゝれよ勝利有べし、

惣じて人氣物さびて白地なるは、敵味方共に凶に近るべし、<sup>(53)</sup>

(四〇条目)

色々に敵の行のかはりなば、わが陣を能おさめまつべし、<sup>(54)</sup>

(四一条目)

敵河をこさば備を堅くして半を過ばか、りうつべし

かやうの時懸て能とみば、聊もためらはず、さほひか、つて討べし、遊軍をば固く備へをくべし、河をこす敵は、大略こしきかする物と、昔よし云伝へ侍るなり、是に種々の口伝有とぞ、<sup>(55)</sup>

(四二条目)

義士は只清きなさけをすくなれば濁る心も露も出すな、<sup>(56)</sup>

(四三条目)

吾陣を破らん物は我に在、政虚に乗じ敵は入なり、<sup>(57)</sup>

(四四条目)

武勇より智謀を専らにあらまほし負る軍にかつは計略、<sup>(58)</sup>

(四五条目)

身のために挑む軍は鬼神もいかで守らん桀紂をみよ、<sup>(59)</sup>

(四六条目)

主将共に信心して智恵有ば強き敵にも勝事ぞある、<sup>(60)</sup>

## 四 定勝による文献書写の意図

これまでの内容を踏まえ、本章では定勝による文献書写の意図を考えていきたい。

まず、『甲乱記』を引用した記載は一行にとどまり、書写された文献のなかでも最も文量が少ない。丸島和洋氏によれば、『甲乱記』には版本系のほかに、色川三中旧蔵本（以下、色川本と表記）という「同書の古態を留めた最善本」の存在が紹介されている。<sup>(61)</sup> 実際には、丸島氏の紹介する色川本の記載と『見聞書』のそれを突き合せてみると、『見聞書』の記載箇所が色川本には見られず、版本系の記載が書写されていることが分かる。<sup>(62)</sup>

『太閤記』では、とりわけ「八物語」という項目からの筆写が大部分を占めていることが大きな特徴と言え、一六条目から最後の四六条目までに及んでいる。「八物語」は、『太閤記』の著者・小瀬甫庵（一五六四～一六四〇）の手による、儒教的政治および戦略論に関する内容を持つ。甫庵の著作には、「中国明代の善書の思想が色濃く」反映されている点の特徴と言われており、儒学・兵学に通じた内容に富んでいるという。<sup>(63)</sup> したがって、同書の読者であった定勝は、この書から主に儒学・兵学に関する内容を学び取り、それを書き残したことになる。定勝は、人物挿話や合戦記などの具体的エピソードではなく、「八物語」が示すような優れた武将像を抄出することで、自身の政治への訓戒として活かそうと考えていたのではないだろうか。藩主としてふさわしい素養を身に付けようと教養に励む定勝の姿勢が、ここにうかがえよう。

また、定勝の筆写した『太閤記』の字句には、本来の表記を意図的に書き改めた箇所がある。二六条目の書き出

しは、本来であれば「大将」となるが、『見聞書』では「武頭」となっている。「武頭」は、「弓組・鉄砲組などの長」であり、「物頭」とも表記されることがある。<sup>64</sup>この用語は、江戸時代になって家臣団編成が行われる時期より後に主として確認される。こうした字句の利用から、定勝による筆写時期の同時代性がうかがえよう。

これらを踏まえると、定勝の文献書写部分には抽象的な内容が多く含まれるもの、米沢藩の治政を担う定勝自身の教養として私的に書き留められたものであったと言えよう。

さらに、『見聞書』における文献引用では、「評曰」や「或曰」といった補説や論評を加えた評語から引用されている点も注目される。この点は、若尾政希氏が指摘する、「領主層を対象」として「政治・軍事論を真面目に語ったものであり、特に政治論ではあるべき領主（明君）像や政治のあり方を鋭く提起」する「太平記読み」の特徴を想起させる。<sup>65</sup>『太平記』は近世初期から「太平記読み」という講釈によって領主層に受容され、『太平記』の人物・事件等を論評・批判して政治と軍事のあり方を教える」ことで大きな影響を与えたとされている。『見聞書』には『太平記』の引用は確認されないが、「太平記読み」と同様の観点を持って、定勝が書物の読解に当たっていたと考えられる。このことから、若尾氏が検討を進めてきた「太平記読み」のあり方が、他の書物にも援用・敷衍され、「明君」となるべき教訓を引き出していたことが分かる。

ただし、こうした定勝の学習行為は、定勝自身だけで成り立っていたわけではないことに留意しなければならない。定勝の幼少期には、父・景勝からの手紙で『論語』や朗詠集などの書物を送り、<sup>66</sup>「よみ物もゆたんなくふくしわすれ候ハぬやう二」<sup>67</sup>教えを受けていた。こうした定勝の学習背景が、『見聞書』の成立に関わっていたことも考慮に入れられよう。

この他の視点として、『上杉家御年譜』には、定勝が近侍の家臣に講釈を行う場面がいくつか確認される。<sup>(68)</sup> 軍書・兵書の読書を通じて得た知見を自身だけでなく、家臣にも広く共有していたことが読み取れ、当時の武家の思想形成のあり方がここに表れているように思われる。

以上のことから、定勝の書物への向き合い方には、近世初期から領主層に受容されていた「太平記読み」と同様の視点で捉えることができ、「あるべき領主（明君）像や政治のあり方」を学び取る姿勢が看取される。そして、この姿勢を有した背景には、幼少期に父・景勝から受けた教えが影響していると考えられる。

## おわりに

以上、四章にわたって『見聞書』に関する考察を行った。

まとめると、『見聞書』は文献資料を単にそのまま書写しているものではなく、定勝が文献を通読する中で重要と思った箇所を適宜書き写して成立したものと言える。そして、その書写部分は、儒教および兵学的な内容を主とし、定勝が文献を読む際の着眼点と関連していることをうかがわせる。前述したように、『太閤記』からの書写には、それが顕著に表れていた。

本稿では、『見聞書』のうち、『甲乱記』、『信長公記』、『太閤記』の三点のみに限った考察を行った。第一章で紹介したように、『見聞書』にはこれらの他に七種の文献が書写されている。『見聞書』の史料性格を知るためには、本稿の対象から外れた七種の文献を交えて総合的に検討する必要がある。これを次なる課題としたい。

注

- (1) 『見聞書』は、『大日本古文書 家わけ第十二 上杉家文書』（東京大学史料編纂所、一九三二年、以下では『大古』と略記し、その下に史料番号を付す）には収録されておらず、『上杉家文書目録』（文化庁文化財部美術学芸課、二〇〇一年）には、一六二六号で登録されている。以下、『上杉家文書目録』を示す場合は『目録』とし、その下に史料番号を付す。
- (2) 近年の代表的な研究成果として、工藤航平『近世蔵書文化論』（勉誠出版、二〇一七年）、同『日本近世社会における知識形成と蔵書文化』（『歴史学研究』一〇三二、二〇二三年）、横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』（岩波書店、二〇一八年）を挙げておく。
- (3) 若尾政希「書物文化とその基底」、同『近世日本の読書環境・流通環境』、佐竹朋子「江戸時代の公家の蔵書」（以上は、若尾政希編『書物文化とその基底』平凡社、二〇一五年に所収）。
- (4) 若尾政希「近世の政治常識と諸主体の形成」（『歴史学研究』七六八、二〇〇二年）、同「近世人の思想形成と書物」（『二橋大学研究年報 社会学研究』四二、二〇〇四年）。
- (5) 代表的なものとして、金沢藩主前田光高、岡山藩主池田光政（以上、若尾政希『太平記読み』の時代』（平凡社、二〇一二年）、小浜藩主酒井忠直（藤井譲治「近世前期の大名と侍講」（『近世史小論集』思文閣出版、二〇一五年、初出一九九五年）の事例がある。
- (6) 米沢市史編さん委員会編『米沢市史 3 近世編 2』（一九九三年）七九四頁。
- (7) 米沢市上杉博物館および市立米沢図書館で所蔵している上杉定勝関係資料は、「米沢市上杉博物館・市立米沢図書館収蔵文化財総合データベース」（[https://www.denkoku-nomori.yonezawa.yamanagata.jp/togodh/database\\_top.php](https://www.denkoku-nomori.yonezawa.yamanagata.jp/togodh/database_top.php)）で検索でき、一部は画像公開されており閲覧可能である。また、近年、上杉定勝の文芸については、日下幸男「羽前米沢藩上杉定勝の文事」（『国文学論叢』六〇、二〇一五年）が、個人像『定勝詠／飛鳥井雅章卿様御点／黄葉集拔書』の紹介とともに、勸修寺・藪・高倉・飛鳥井・難波家などといった堂上家との親交を明らかにしている。いずれも歌道や蹴鞠、神楽等を家業とする文芸に秀でた家である点は興味深い。この点について、日下氏は「上杉定勝は四辻家の血を継ぐ者」と位置付け、定勝の生母が四辻家の出自である点に注目している。
- (8) 佐々木紀一「上杉定勝自筆『節用集写』について」（『国語国文』八四（四）、二〇一五年）。

- (9) 『目録』一六二三号。資料名も『目録』の表記による。
- (10) 『見聞書』の書誌情報は、『目録』の記載内容を参照。
- (11) 前掲注(8) 佐々木氏論文。このほかの類似した資料として、国宝「上杉家文書」には上杉定勝筆「手習双紙」(『目録』一六二四号)が収められている。いずれの資料も「両掛入文書」の「第三抽斗」の「第七号外包」にあり、「澄心様御手跡」と上書きされた文書袋で一括されている。この表記自体は、後世になって内容に応じて、上杉家文書の整理・保管がなされていたことをうかがわせる。この点は、浅倉有子「近世・近代における「上杉家文書」の整理・管理とその変容」(『新潟史学』六一、二〇〇九年)を参照。なお、定勝の諡号は「大上院殿権大僧都隆心法師」であり、袋書の「澄心」は「隆心」の誤記と思われる。
- (12) 前掲注(8) 佐々木氏論文。
- (13) 『見聞書』に書き写された文献の中には、甲州流軍学で知られる『甲陽軍鑑』が確認できる一方で、越後流軍学の書物として知られる『北越軍談』は見られない。これは、両史料の成立時期が関係していると見られ、前者は元和から寛永初期(一六二〇年前後)に最初の版本が成立したのに対し、後者は前者より時期が下った元禄十一年(一六九八年)に成立している。甲越軍学については今後の課題として別途検討を進めなければならぬが、少なくとも定勝の時点においては、軍学流派から受けた影響はなく、「国持ち大名の学問」として受容されたと考えられる。甲越軍学については、高橋修「川中島合戦図屏風」と甲越軍学」(『戦国合戦図屏風の歴史学』勉誠出版、二〇二二年、初出二〇〇八年)を参照。また、『北越軍談』については、井上鏡夫校注『上杉史料集(上)』(新人物往来社、一九六六年)の「解題」を参照。
- (14) 定勝は、父・景勝が亡くなる一六二三年(元和九年)三月まで江戸藩邸で過ごしていた。その後、五月一三日に米沢へ初入部を果たしている。それ以降は、ほぼ一年おきに米沢と江戸を行き来している。『上杉家御年譜 四 定勝公』(原書房、一九八八年)を参照。
- (15) 『見聞書』の翻刻は、上杉家文書のマイクロフィルムの謄写本『上杉家文書47 両掛入文書 第三抽斗』をもとに作成した。
- (16) 『統群書類従』第二輯上(合戦部)(統群書類従完成会、一九二三年)を参照。同書の底本は版本を使用。本稿では、後述の丸島氏の翻刻紹介がなされるまで広く参照されてきた版本系を照合の対象として採用した。

(17) 前掲注(16)二八〇頁より。

(18) 桑田忠親校注『新訂信長公記』(新人物往来社、一九九七年)を参照。『信長公記』の伝本は諸種存在するが、本稿では首巻・一五巻(計一六巻)の完本でかつ古態と評価されている町田本を採用し、『見聞書』の照合に使用した。なお、『信長公記』の諸本については、金子拓『織田信長という歴史』(勉誠出版、二〇〇九年)の主に第一章を参照。

(19) 『信長公記』は太田牛一の著作のほか、『甫庵信長記』と呼ばれる小瀬甫庵の著作も存在する。『見聞書』の該当箇所がどの系統の『信長公記』と照合するのか、本稿では明らかにできなかったため、この点は今後の課題としたい。

(20) 檜谷照彦・江本裕校注『新日本古典文学大系60 太閤記』(岩波書店、一九九六年)を参照。同書の底本は、慶應義塾大図書館所蔵の寛永無刊記本を使用。以下では、『太』と表記する。なお、『太閤記』についても『信長公記』と同様に諸本が複数伝来するが、本稿では版本として初版に近いとされる無刊記本(寛永一四年三月以前の成立)を照合の対象として採用した。

(21) 「秀吉卿輕一命於敵国成要害之主事」より、『太』二七頁。

(22) 「北伊勢表進発付柳瀬合戦之事」より、『太』一二四頁。

(23) 「山路將監進中入欲遂宿意企之事」より、『太』一三四頁。

(24) 「古今各知行割之事」より、『太』一八九頁。

(25) 「池田勝入父子討死之事」より、『太』二一七―二一八頁。

(26) 「来春関東陣御軍役之事」より、『太』三〇七頁。

(27) 「小田原籠城之事」より、『太』三一八頁。

(28) 「朝鮮陣軍役之定」より、『太』三五六頁。

(29) 「元就群難之事」より、『太』五五二頁。

(30) 「臣道」より、『太』五八七頁。

(31) 「武」より、『太』六一七頁。

(32) 「武」より、『太』六一八頁。

(33) 「武」より、『太』六一八頁。

- (34) 「武」より、『太』六一九頁。  
(35) 「武」より、『太』六一九頁。  
(36) 「武」より、『太』六二〇頁。  
(37) 「武」より、『太』六二〇頁。  
(38) 「武」より、『太』六一一頁。  
(39) 「武」より、『太』六一一頁。  
(40) 「武」より、『太』六三二頁。  
(41) 「武」より、『太』六三三頁。  
(42) 「武」より、『太』六三四頁。  
(43) 「武」より、『太』六三四頁。  
(44) 「武」より、『太』六二五頁。  
(45) 「武」より、『太』六二四頁。  
(46) 「武」より、『太』六二四頁。  
(47) 「武」より、『太』六二四頁。  
(48) 「武」より、『太』六二四頁。  
(49) 「武」より、『太』六二五頁。  
(50) 「武」より、『太』六二五頁。  
(51) 「武」より、『太』六二五頁。  
(52) 「武」より、『太』六二五頁。  
(53) 「武」より、『太』六二五頁。  
(54) 「武」より、『太』六二五頁。  
(55) 「武」より、『太』六二五～六二六頁。なお、『見聞書』では「遊軍をば固く備へをくべし」と「河をこす敵は、大略こし  
きかする物と、昔よし云伝へ侍るなり」の記載順が反対になっている。

- (56) 「武」より、『太』六二六頁。
- (57) 「武」より、『太』六二六頁。
- (58) 「武」より、『太』六二六頁。
- (59) 「武」より、『太』六二六頁。
- (60) 「武」より、『太』六二六頁。
- (61) 丸島和洋「色川三申田藏本『甲乱記』の紹介と史料の検討」(『武田氏研究』四八、二〇一三年)。
- (62) ただし、岩沢愿彦氏によると、版本系『甲乱記』の開板は一六四六年(正保三年)一二月下旬とされており、これでは定勝の没後(定勝の没年は一六四五年)となるため齟齬が生じる。また、岩沢氏は、『甲乱記』には版本系以外にも写本が伝来しているとも指摘している。定勝がどの写本系統の『甲乱記』を筆写したのか、本稿では検討することができなかったため、この点は後考を待ちたい。なお、岩沢氏の見解は、岩沢愿彦「甲乱記」(『群書解題』一四、一九六一年)を参照。
- (63) 檜谷昭彦「『太閤記』における「歴史」と「文芸」」(前掲注〔18〕、六五九〜六七二頁)。
- (64) 小和田哲男監修・鈴木正人編『戦国古文書用語辞典』(東京堂出版、二〇一九年)。同書では、『川角太閤記』と『甲陽軍鑑』を用例として挙げている。どちらも江戸時代初期に成立した軍記物語であり、戦国時代における「武頭」の具体的な使用例は確認できない。
- (65) 前掲注〔3〕若尾政希「書物文化とその基底」、前掲注〔5〕若尾著書。
- (66) 『大古』一〇一五(『目録』一五四四号)、一〇一七(『目録』一五四六号)。
- (67) 『大古』一〇一九(『目録』一五四八号)。なお、父・景勝から子・定勝へ送った書状の分析については、阿部哲人「江戸に生きる」父景勝息子定勝への手紙を読む」(『置賜文化』一〇七、二〇〇七年)を参照。
- (68) 『上杉家御年譜 四 定勝公』元和九年一〇月二日条、寛永元年七月一七日ヨリ二日条、同年八月四日ヨリ一日条、同二年一月二〇日条、同三年三月二日条。